

源泉徴収票や支払調書などの法定調書の提出、受給者への交付の仕方

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎敦史

- 源泉徴収票や支払調書などにマイナンバー（支払先が法人の場合は法人番号）を記載して税務署に提出する必要があります。

1. 平成 28 年支払分に係る法定調書からマイナンバーを記載

平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭の支払いに係るものから、マイナンバーを記載した源泉徴収票や法定調書を提出することになります。

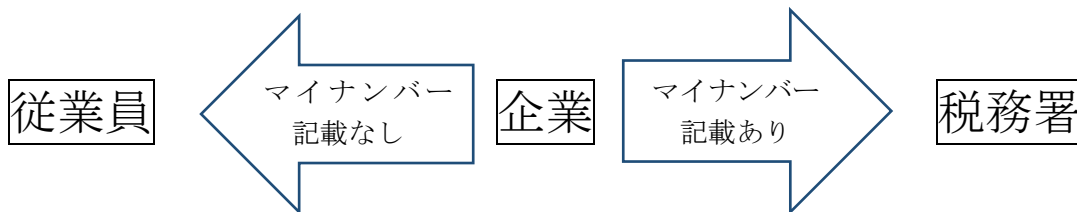
- マイナンバーを表示した法定調書を受給者（従業員等）に交付することは原則としてできません。

1. 受給者のマイナンバーを表示するのは、原則、税務署提出時のみ

源泉徴収票や法定調書に受給者のマイナンバーを表示するのは、税務署に提出するときだけです。受給者本人に交付する場合、マイナンバーは表示しません。

2. 例外的にマイナンバーを表示して交付できるケース

上記のとおり、源泉徴収票や支払調書を受給者本人に交付する場合、マイナンバーの表示はしないのが原則ですが、個人情報保護法第 25 条による開示請求による開示として本人に交付する場合は、本人のマイナンバーが表示されたものを交付することができます。



(参考資料：『Q&A 中小企業のためのマイナンバー制度実務対応ガイドブック』TKC 出版)